津　市　公　報　　第　４９９　号
令和８年１０月５日

目　　次

津市条例

津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則の一部を改正する規則

津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市告示

国民健康保険被保険者証の無効告示

財政公表

地域密着型サービス事業者の指定

津市公告

開発行為に関する工事の完了

条件付一般競争入札の執行

負傷動物の収容

条件付一般競争入札の執行

経営管理権集積計画の縦覧

津市上下水道事業管理規程

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業公告

条件付一般競争入札の執行

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※　目次には、ＪＩＳ第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３３号

津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第１条　津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１１４号）の一部を次のように改正する。

第８条中「別表第１及び別表第２」を「別表」に改める。

別表第１中

「

相談室１	３時間以内	520	１時間（１時間未満は、１時間とする。）増すごとに	100
相談室２	３時間以内	520		100
創作室	３時間以内	830		100

」を

「

相談室１	３時間以内	520	１時間（１時間未満は、１時間とする。）増すごとに	100
相談室２	３時間以内	520		100

」に

改める。

別表第２を削り、別表第１を別表とする。

第２条　津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

機能回復訓練室	１人１回につき	100	

」を

「

いきいきふれあいルーム	全室使用	３時間以内	1,670	１時間（１時間未満は、１時間とする。）増すごとに	250
	２分の１室使用	３時間以内	830		120

」に改め、同表備考２ただし書を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定は公布の日から、附則第３項の規定は同年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３４号

津市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市駐車場事業の設置等に関する条例（平成１８年津市条例第２１８号）の一部を次のように改正する。

別表第１お城東駐車場の項を次のように改める。

お城東駐車場	午前０時から翌日の午前０時まで	３０分まで	１００円
		３０分を超え２４時間まで	１００円に３０分を超えた部分について３０分までごとに５０円を加算した額（その額が１，２００円を超えるときは、１，２００円）
		２４時間を超える利用	１，２００円に２４時間ごとに１，２００円又は上記区分により算出した額のいずれか低い額を加算した額
	定期駐車	１箇月当たり	１２，６００円

別表第１備考中「ポルタひさい駐車場及び久居駅東口駐車場に係る料金を除く」を「アスト駐車場に係る料金に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後の徴収に係る駐車料金について適用し、施行日前の徴収に係る駐車料金については、なお従前の例による。

3　施行日前に入場し、施行日以後に出場するお城東駐車場の使用について、改正後の別表第１により算出した額が改正前の別表第１により算出した額（以下「改正前の額」という。）を超える場合の当該使用に係る駐車料金は、前項の規定にかかわらず、改正前の額とする。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３５号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成１８年津市条例第２３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号の表中

「

津市立巽ヶ丘幼稚園	津市久居東鷹跡町１７７番地５
津市立密柑山幼稚園	津市久居北口町５５４番地２

」を

「

津市立巽ヶ丘幼稚園	津市久居東鷹跡町１７７番地５

」に

改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３６号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２４２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表津市南郊公民館の項中「津市高茶屋三丁目２５番６号」を「津市高茶屋三丁目２５番１号」に改め、同表津市芸濃公民館の項中「津市芸濃町椋本６８２４番地」を「津市芸濃町椋本６１４１番地１」に改め、同表津市椋本公民館の項、津市明公民館の項、津市安西公民館の項及び津市雲林院公民館の項を削る。

別表中

「

津市白塚公民館 津市片田公民館 津市南郊公民館 津市豊里公民館	会議室	９４０	１，１５０	１，１５０
	研修室	７３０	９４０	９４０
	実習室	１，０４０	１，３６０	１，３６０
	和室	６２０	７３０	７３０

」を

「

津市白塚公民館 津市片田公民館	会議室	９４０	１，１５０	１，１５０
	研修室	７３０	９４０	９４０
	実習室	１，０４０	１，３６０	１，３６０
	和室	６２０	７３０	７３０
津市南郊公民館	多目的室１	９２０	１，２３０	１，２３０
	多目的室２	６９０	９２０	９２０
	創作室	４８０	６４０	６４０

に、

津市豊里公民館	会議室	９４０	１，１５０	１，１５０
	研修室	７３０	９４０	９４０
	実習室	１，０４０	１，３６０	１，３６０
	和室	６２０	７３０	７３０

」

「

津市芸濃公民館	和室	１，５７０	２，０９０	２，０９０
津市椋本公民館 津市明公民館 津市安西公民館 津市雲林院公民館	会議室	４１０	５２０	５２０

」を

「

津市芸濃公民館	研修室	８３０	９４０	９４０

」に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、同年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日以後の津市南郊公民館及び津市芸濃公民館の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３７号

津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２３９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「津市芸濃公民館、」を削る。

別表第１中

「

楽屋	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	620	830	1,040	1,670	2,090	2,930
			その他の場合	310	410	520	830	1,040	1,460
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	940	1,250	1,570	2,510	3,140	4,400
			その他の場合	370	500	620	1,000	1,250	1,760

			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,250	1,670	2,090	3,350	4,190	5,860
				その他の場合	470	620	780	1,250	1,570	2,200
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,570	2,090	2,610	4,190	5,230	7,330
				その他の場合	560	750	940	1,500	1,880	2,640
		土曜日、日曜日又は休日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	810	1,080	1,360	2,170	2,720	3,810
				その他の場合	400	540	680	1,080	1,360	1,900
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,220	1,630	2,040	3,260	4,080	5,720
				その他の場合	490	650	810	1,300	1,630	2,280
			入場料等	営利又	1,630	2,170	2,720	4,350	5,440	7,620

			を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	は宣伝を目的とする場合						
				その他の場合	610	810	1,020	1,630	2,040	2,860
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	2,040	2,720	3,400	5,440	6,800	9,530
				その他の場合	730	980	1,220	1,960	2,450	3,430

」

を

「

楽屋	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	620	830	1,040	1,670	2,090	2,930
			その他の場合	310	410	520	830	1,040	1,460
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のと	営利又は宣伝を目的とする場合	940	1,250	1,570	2,510	3,140	4,400
			その他の場合	370	500	620	1,000	1,250	1,760

			き。							
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,250	1,670	2,090	3,350	4,190	5,860
				その他の場合	470	620	780	1,250	1,570	2,200
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,570	2,090	2,610	4,190	5,230	7,330
				その他の場合	560	750	940	1,500	1,880	2,640
		土曜日、日曜日又は休日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	810	1,080	1,360	2,170	2,720	3,810
				その他の場合	400	540	680	1,080	1,360	1,900
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のと	営利又は宣伝を目的とする場合	1,220	1,630	2,040	3,260	4,080	5,720
				その他の場合	490	650	810	1,300	1,630	2,280

			き。							
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	1,630	2,170	2,720	4,350	5,440	7,620
				その他の場合	610	810	1,020	1,630	2,040	2,860
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	2,040	2,720	3,400	5,440	6,800	9,530
				その他の場合	730	980	1,220	1,960	2,450	3,430
	つどいのま（和室）	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	2,780	3,720	4,660	7,490	9,370	13,140
				その他の場合	1,390	1,830	2,330	3,720	4,660	6,540
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	4,210	5,600	7,040	11,250	14,080	19,730
				その他の場合	1,650	2,240	2,780	4,480	5,600	7,890

			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	5,600	7,490	9,370	15,020	18,790	26,280
				その他の場合	2,100	2,780	3,490	5,600	7,040	9,860
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	7,040	9,370	11,700	18,790	23,460	32,880
				その他の場合	2,510	3,360	4,210	6,720	8,430	11,840
		土曜日、日曜日又は休日の使用	入場料等を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	3,630	4,840	6,100	9,730	12,200	17,090
				その他の場合	1,790	2,420	3,050	4,840	6,100	8,520
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が1,000円以下のとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	5,470	7,310	9,150	14,620	18,300	25,650
				その他の場合	2,190	2,910	3,630	5,830	7,310	10,220
			入場料等	営利又	7,310	9,730	12,200	19,510	24,400	34,180

			を徴収する場合で入場料等の額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	は宣伝を目的とする場合						
				その他の場合	2,730	3,630	4,570	7,310	9,150	12,820
			入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,000円を超えるとき。	営利又は宣伝を目的とする場合	9,150	12,200	15,250	24,400	30,500	42,750
				その他の場合	3,270	4,390	5,470	8,790	10,990	15,380

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市条例第３８号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２５０号）の一部を次のように改正する。

別表第１テニスコートの部津市フットパーク美杉内テニスコートの項を削る。

別表第２２を次のように改める。

別表第２２　削除

別表第２３中

「

津市フットパーク美杉内多目的グラウンド	２時間以内	６２０	１時間（１時間未満は、１時間とする。）増すごとに	３１０

を

」

「

津市フットパーク美杉内多目的グラウンド	多目的グラウンドＡ	２時間以内	６２０	１時間（１時間未満は、１時間とする。）増すごとに	３１０
	多目的グラウンドＢ	２時間以内	２７０		１３０

に

」

改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この条例の施行の日以後の津市フットパーク美杉内多目的グラウンドの使用に係る手続については、同日前においても改正後の津市運動施設の設置及び管理に関する条例の例により行うものとする。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１８日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４２号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成１８年津市規則第１１３号）の一部を次のように改正する。

第１０号様式から第１２号様式まで、第１５号様式及び第１６号様式中「小切手」を「現金」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和８年９月１８日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４３号

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市まん中広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第１３３号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２４日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４４号

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第９２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号アを次のように改める。

ア　木曜日

第５号様式に次のように加える。

※　申請者（代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４５号

津市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成１８年津市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和４２年自治省令第２７号）別表第３」に改める。

第８条の２の見出し中「の支給額」を「に係る通勤手当の月額」に改める。

第１３条第１項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第２項を次のように改める。

２　通勤手当は、これを支給されている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

⑴　通勤手当の月額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）

通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第３条の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の月額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の月額と改定後の通勤手当の月額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）

通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の月額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の月額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が別に定める場合　市長が別に定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第１３条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、公布の日から施行する。

２　令和８年９月１６日から同月３０日までの間に職員に新たに津市職員の給与に関する条例（平成１８年津市条例第４２号）第２４条第１項の職員たる要件を備えるに至った場合又は通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実を生ずるに至った場合の通勤手当の支給は、同年１０月から開始するものとする。

津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４６号

津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成１８年津市規則第４６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１３条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

第１号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※　申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第４号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※　申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第５号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

※　申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４７号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第７４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第３項中「社会保険診療報酬支払基金三重支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４８号

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則の一部を改正する規則

津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則（平成２０年津市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中「あて先」を「宛先」に、「楽屋３」を「楽屋３　つどいのま（和室）」に改める。

第２号様式（表）中「楽屋３」を「楽屋３　つどいのま（和室）」に改める。

第３号様式から第５号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に、「楽屋３」を「楽屋３　つどいのま（和室）」に改める。

附　則

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規則の施行の日以後の使用に係る手続については、同日前においても改正後の津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則の例により行うものとする。

津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第４９号

津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則の一部を改正する規則

第１条　津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則（平成１８年津市規則第８１号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

相談室１ 相談室２ 集会室 創作室	午前９時から午後９時まで
浴室	午後１時（ミニデイサービスで使用する場合にあっては、午後３時）から午後８時まで。ただし、入場は、午後７時３０分までとする。

」を

「

集会室 相談室１ 相談室２	午前９時から午後９時まで

」に

改める。

第４条第２項を削る。

第５条中「前条第１項」を「前条」に改める。

第１号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「創作室」を削る。

第２号様式（表）中「創作室」を削る。

第３号様式から第５号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「創作室」を削る。

第２条　津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則の一部を次のように改正する。

第３条中「次のとおりとする」を「午前９時から午後９時までとする」に改め、同条の表を削る。

第１号様式から第５号様式までの規定中

「

集会室（全室・２分の１室） 機能回復訓練室　相談室１　相談室２

」を

「

集会室（全室・２分の１室） いきいきふれあいルーム（全室・２分の１室） 相談室１　相談室２

」に

改める。

附　則

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定は公布の日から、次項の規定は同年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の日以後の使用に係る手続については、同日前においても第２条の規定による改正後の津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則の例により行うものとする。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第５０号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第５号様式の２中「

口座振替	振込先金融機関名	銀行　支店
	□普通預金	□当座預金
	口座番号	
	預金名義者	
送金小切手	振込先金融機関名	銀行　支店
その他		

」を

「

振込先金融機関名	銀行
	支店
預金科目	□普通預金　□当座預金
口座番号	
預金名義者	

」に改める。

第７号様式の２中「

振　込　み	振　込　先 金融機関名	銀行　　支店
	□普通預金　□当座預金	
	口 座 番 号	
	預金名義者	
送金小切手	受　取　先 金融機関名	銀行　　支店
そ　の　他		

」を

「

振　込　先 金融機関名	銀行
	支店
預 金 科 目	□普通預金　□当座預金
口 座 番 号	
預金名義者	

」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第５１号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成１８年津市規則第４２号）の一部を次のように改正する。

第４４条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同条第２項中「することができる」を「し、又は指定金融機関をして現金で支払をさせることができる」に改め、同条に次の１項を加える。

３　会計管理者は、前２項に規定する方法により支払をする場合は、支払依頼整理簿（第３１号様式）に支払依頼書兼通知書（第３２号様式。以下「支払依頼書」という。）による依頼及び支払済通知書（第３３号様式）による支払の状況等を記入整理しなければならない。

第４５条を次のように改める。

第４５条　削除

第５２条の見出し中「小切手等」を「公金振替書等」に改め、同条中「小切手及び」を削る。

第５７条及び第５８条を次のように改める。

（預金の払出し）

第５７条　指定金融機関は、会計管理者から支払依頼書の送付を受けたときは、その金額を第５４条第１項に規定する津市名義の預金口座から払い出すとともに、支払済通知書に支払日付印を押印して会計管理者に送付しなければならない。

（支払通知書の提示による支払）

第５８条　指定金融機関は、債権者が持参する支払通知書（第３９号様式）の提示を受けたときは、当該支払通知書に記載された金額を現金で支払うものとする。

２　前項の現金の受領の有効期限は、支払日における指定金融機関の営業時間内とする。

第５９条中「小切手を」を「支払依頼書を」に、「口座振替依頼書（第４１

号様式）」を「支払の内容を記録した口座振替依頼データ若しくは会計管理者が別に指定する書類」に、「小切手領収証書（第４２号様式）」を「支払資金領収証書（第４１号様式）」に改め、「、その金額を当座預金から払い出し」を削る。

第６０条及び第６１条を次のように改める。

第６０条　削除

（未払金の振替）

第６１条　指定金融機関は、第５９条の規定による隔地払の資金のうち資金の交付を受けた日から当該年度の出納閉鎖までに支払が終わらない金額に相当するものは、その送金を取り消し、第５４条第１項に規定する津市名義の預金口座に振り替えなければならない。

第６２条第１項中「小切手振出済通知書」を「支払依頼書」に改める。

第６４条中「次の帳簿」を「不渡証券記録簿」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第７６条第１項中「指定金融機関を受取人とする小切手を振り出す」を「支払依頼書を指定金融機関に送付する」に改める。

第７７条第２項を次のように改める。

２　会計管理者は、債権者から前項の規定による申出があったときは、支払依頼書を指定金融機関に送付するとともに、支払の内容を記録した口座振替依頼データ又は会計管理者が別に指定する書類を当該指定金融機関に交付して、支払の手続をしなければならない。

第７７条に次の１項を加える。

３　債権者が第１項の規定による申出をする場合において、当該債権者が発行する納付書、払込書その他これらに類する書類を請求書に添えてするときは、口座振替申出書を省略することができる。

第７８条中「小切手の」を削り、「小切手領収証書」を「支払資金領収証書」に改める。

第７９条を次のように改める。

（現金払）

第７９条　会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があったときは、支払通知書により支払をする旨を債権者に通知するとともに、指定金融機関に支払依頼書を添えて現金支払通知書（第５１号様式）を交付して、支払の手続をしなければならない。

２　会計管理者は、指定金融機関をして現金による支払をしようとするときは、債権者の領収書を徴しなければならない。

第８８条第１項中「各特別会計」の次に「又は歳入歳出外現金」を加える。

第９２条第１項中「第２４３条の２の８第１項」を「第２４３条の２の９第１項」に改める。

第２３号様式（表）及び第２４号様式（表）中

「

１口座振替 ２小　切　手

」を「

１口座振替 ２現　　金

」に改める。

第３１号様式から第３３号様式（その１）までを次のように改める。

第３１号様式（第４４条関係）

支　払　依　頼　整　理　簿

番　号	依頼年月日	支払年月日	口　座　番　号 支　払　種　別	支　払　方　法	金　　額
					円

第３２号様式（第４４条、第５７条、第５９条、第６２条、第７６条、第７７条、第７９条関係）

番号	

支　払　依　頼　書　兼　通　知　書

支払日：　　単位：円

口座番号	支払種別	支払方法	金額	合計

依頼日：

上記のとおり、支払を依頼します。

津市会計管理者

第３３号様式（第４４条、第５７条関係）

番号	

支　払　済　通　知　書

支払日：　　単位：円

口座番号	支払種別	支払方法	金額	合計

依頼日：

上記のとおり、支払いたしました。

津市指定金融機関

第３３号様式（その２）を削る。
第３９号様式を次のように改める。

第３９号様式（第５８条、第７９条関係）

郵　便　は　が　き

□□□－□□□□

（名称）局

料　金　後　納

郵　　便

（住　　所）

（氏　　名）　様

住　　所

津市会計管理室

電　　話

郵便番号

支　払　通　知　書

債権者	住　所 会社名又は屋号 氏　名　　様									
金　額										円
支払内容										
支払年月日	年　　月　　日									

課　名	納入場所

（注）　上記の支払金をこの通知書と請求書に押印の印鑑を持って指定金融機関へ受け取りに来てください。（取　扱　時　間）

なお、支払日を経過したものについては、お支払できませんので御了承ください。

年　　月　　日

津市会計管理者　（氏　　名）　印

支　払　通　知　書　(控)

※支払先	住　所 会社名又は屋号 氏　名									
※金額										円
※支払内容										
支払年月日	年　月　日									

※　課　名		※　納　入　場　所
※支出科目	款	項
	目	節
	No	細節

(注)　※印欄は、担当課で記入してください。

第４１号様式を次のように改める。

第４１号様式（第５９条、第７８条関係）

支　払　資　金　領　収　証　書

（宛先）津市会計管理者

年　　月　　日

指定金融機関　（名　　称）　㊞

下記のとおり領収しました

年度	
番　　号	金　　額

第４２号様式から第４４号様式までを次のように改める。

第４２号様式から第４４号様式まで　削除

第５１号様式を次のように改める。

第５１号様式（第７９条関係）

現　金　支　払　通　知　書

<table>
<tr><td>※
支
払
先</td><td colspan="10">住　　所
会社名又は屋号
氏　　名</td></tr>
<tr><td>※
金　　額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>※
支
払
内
容</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">支　払　年　月　日</td><td colspan="9">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">支 出 命 令 番 号</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="11">指定金融機関　様

年　　月　　日
津市会計管理者</td></tr>
</table>

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日以後の支払に係る手続については、同日前においても改正後の津市会計規則の例により行うものとする。

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第５２号

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成１８年津市規則第２０８号）の一部を次のように改正する。

第２０条を次のように改める。

第２０条　削除

第２１条中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項を第２項とし、同条第４項中「第２項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とし、同条第７項中「第２項前段」を「第１項前段」に、「第４項」を「第３項」に改め、同項を同条第６項とする。

第２６条第２項中「「隔地払」の表示をした小切手及び送金払通知書」を「支払依頼書兼通知書（以下「支払依頼書」という。）及び隔地払依頼書」に、「小切手受領書」を「支払資金領収証書」に改める。

第２９条中「出納取扱金融機関を受取人とした小切手及び口座振替依頼書」を「支払依頼書及び支払の内容を記録した口座振替依頼データ又は会計管理者が別に指定する書類」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（現金払）

第２９条の２　会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があったときは、支払通知書により支払をする旨を通知するとともに、出納取扱金融機関に支払依頼書を添えて現金支払通知書を交付して、支払の手続をしなければならない。

第３０条の見出しを「（支払依頼書の作成等）」に改め、同条中「小切手を振り出さなければならない」を「支払依頼書を作成し、当該出納取扱金融機関に送付しなければならない」に改める。

第３１条から第３５条までを次のように改める。

第３１条から第３５条まで　削除

第３６条の見出し中「小切手の」を削り、同条中「振り出した小切手の」を

「交付した支払依頼書に基づく」に改める。

第３７条の見出しを「（支払依頼整理簿）」に改め、同条中「小切手振出整理簿」を「支払依頼整理簿」に、「小切手の振出し及び廃棄」を「支払依頼書による依頼及び支払済通知書による支払」に改める。

第３９条第１項中「小切手の振出し」を「隔地払若しくは口座振替による支払」に改める。

第４０条を次のとおり改める。

第４０条　削除

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第２０条及び第２１条の改正規定は令和９年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日以後の支払に係る手続については、同日前においても改正後の津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の例により行うものとする。

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

津市規則第５３号

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則（平成２９年津市規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２０条を次のように改める。

第２０条　削除

第２１条中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項を第２項とし、同条第４項中「第２項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とし、同条第７項中「第２項前段」を「第１項前段」に、「第４項」を「第３項」に改め、同項を同条第６項とする。

第２７条第２項中「「隔地払」の表示をした小切手及び送金払通知書」を「支払依頼書兼通知書（以下「支払依頼書」という。）及び隔地払依頼書」に、「小切手受領書」を「支払資金領収証書」に改める。

第３０条中「出納取扱金融機関を受取人とした小切手及び口座振替依頼書」を「支払依頼書及び支払の内容を記録した口座振替依頼データ又は会計管理者が別に指定する書類」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（現金払）

第３０条の２　会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があったときは、支払通知書により支払をする旨を通知するとともに、出納取扱金融機関に支払依頼書を添えて現金支払通知書を交付して、支払の手続をしなければならない。

第３１条の見出しを「（支払依頼書の作成等）」に改め、同条中「小切手を振り出さなければならない」を「支払依頼書を作成し、当該出納取扱金融機関に送付しなければならない」に改める。

第３２条から第３６条までを次のように改める。

第３２条から第３６条まで　削除

第３７条の見出し中「小切手の」を削り、同条中「振り出した小切手の」を「交付した支払依頼書に基づく」に改める。

第３８条の見出しを「（支払依頼整理簿）」に改め、同条中「小切手振出整理簿」を「支払依頼整理簿」に、「小切手の振出し及び廃棄」を「支払依頼書による依頼及び支払済通知書による支払」に改める。

第４０条第１項中「小切手の振出し」を「隔地払若しくは口座振替による支払」に改める。

第４１条を次のとおり改める。

第４１条　削除

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第２０条及び第２１条の改正規定は令和９年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日以後の支払に係る手続については、同日前においても改正後の津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則の例により行うものとする。

津市告示第２５１号

下記の国民健康保険資格確認書は無効であることを告示する。

令和８年９月２４日

津市長　前　葉　泰　幸

記

国民健康保険資格確認書

記号番号	交付年月日	無効となった日
９３１２２６８	令和８年８月１日	令和８年８月１７日

津市告示第２５２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第１項及び津市財政公表条例（平成１８年津市条例第５１号）の規定により、令和８年８月３１日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

公表内容

１　会計別歳入歳出予算の執行状況

２　一般会計予算の収入及び目的別支出状況

３　市債の状況

４　基金の状況

５　市有財産の状況

６　市税の負担状況

1　会計別歳入歳出予算の執行状況

令和8年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	130,056,161	50,653,027	38.9%	130,056,161	38,799,034	29.8%
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	25,645,081	7,990,426	31.2%	25,645,081	7,164,972	27.9%
国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）	61,437	8,869	14.4%	61,437	12,802	20.8%
介護保険事業特別会計	32,090,977	10,828,077	33.7%	32,090,977	10,860,679	33.8%
後期高齢者医療事業特別会計	8,918,083	1,258,683	14.1%	8,918,083	2,138,556	24.0%
土地区画整理事業特別会計	124,522	427	0.3%	124,522	62	0.0%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	11,544	9,964	86.3%	11,544	2,714	23.5%
椋本財産区特別会計	550	5	0.9%	550	36	6.5%

２　一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和8年8月31日現在

（1）　収　　入　　単位：千円

区　　分	予算現額　A	収入済額　B	率（B/A）%
1　市　　税	43,929,473	25,130,467	57.2%
2　地　方　譲　与　税	1,110,000	273,227	24.6%
3　利　子　割　交　付　金	160,000		
4　配　当　割　交　付　金	600,000	92,129	15.4%
5　株式等譲渡所得割交付金	280,000		
6　法　人　事　業　税　交　付　金	900,000	619,621	68.8%
7　地　方　消　費　税　交　付　金	7,228,000	1,997,433	27.6%
8　ゴルフ場利用税交付金	250,000	102,685	41.1%
9　自　動　車　取　得　税　交　付　金	1		
10　環　境　性　能　割　交　付　金	1		
11　国有提供施設等所在市町村助成交付金	43,000		
12　地　方　特　例　交　付　金	459,000	256,349	55.8%
13　地　方　交　付　税	21,200,000	10,648,936	50.2%
14　交通安全対策特別交付金	26,000		
15　分　担　金　及　び　負　担　金	616,456	178,393	28.9%
16　使　用　料　及　び　手　数　料	1,901,463	739,212	38.9%
17　国　庫　支　出　金	25,599,520	8,355,315	32.6%
18　県　支　出　金	10,016,822	756,927	7.6%
19　財　産　収　入	345,173	108,354	31.4%
20　寄　附　金	503,388	156,257	31.0%
21　繰　入　金	8,380,448		
22　繰　越　金	532,327	982,562	184.6%
23　諸　収　入	1,236,689	255,160	20.6%
24　市　債	4,738,400		
合　計	130,056,161	50,653,027	38.9%

（2）　支　　出　　単位：千円

区　　分	予算現額　A	支出済額　B	比率（B/A）%
1　議　　会　　費	618,344	238,197	38.5%
2　総　　務　　費	15,303,426	4,808,046	31.4%
3　民　　生　　費	53,127,483	16,174,668	30.4%
4　衛　　生　　費	11,703,348	2,752,173	23.5%
5　労　　働　　費	65,559	46,920	71.6%
6　農　林　水　産　業　費	2,119,830	521,616	24.6%
7　商　　工　　費	2,759,186	1,655,936	60.0%
8　土　　木　　費	17,160,666	6,344,282	37.0%
9　消　　防　　費	4,372,968	1,541,728	35.3%
10　教　　育　　費	12,763,465	4,714,679	36.9%
11　災　害　復　旧　費	78,759	789	1.0%
12　公　　債　　費	9,861,027		
13　諸　　支　　出　　金	22,100		
14　予　　備　　費	100,000		
合　　計	130,056,161	38,799,034	29.8%

３　市債の状況

令和8年8月31日現在

会計別	区分	未償還残高（千円）	構成比（%）
一般会計	１ 普通債	46,014,761	55.7
	（1） 総務	16,587,160	20.1
	（2） 民生	952,974	1.2
	（3） 衛生	883,088	1.1
	（4） 農林水産業	1,600,641	1.9
	（5） 商工	581,837	0.7
	（6） 土木	14,966,076	18.1
	（7） 消防	3,484,006	4.2
	（8） 教育	6,958,979	8.4
	２ 災害復旧債	168,891	0.2
	（1） 農林水産業	2,651	0.0
	（2） 土木	165,440	0.2
	（3） 農業用施設	800	0.0
	（4） 林道	0	0.0
	３ その他	36,448,085	44.1
	（1） 臨時財政対策債	36,149,826	43.7
	（2） その他	298,259	0.4
	計	82,631,737	100.0
特別会計	国民健康保険	3,669	0.7
	土地区画整理	548,338	99.3
	計	552,007	100.0
合計		83,183,744	

令和8年8月31日現在　一時借入金　　0千円

４　基金の状況

令和8年8月31日現在

単位：千円

種別	積立金現在高
財政調整基金	13,895,809
減債基金	2,821,825
椋本財産区財政調整基金	12,088
国際交流推進基金	216,328
国民健康保険事業運営基金	1,558,732
介護保険事業運営基金	2,281,241
緑化基金	101,252
文化振興基金	214,542
まちづくり振興基金	196,956
ふるさと津かがやき基金	516,676
公共施設整備基金	95,342
環境対策推進基金	725
美杉地域振興事業基金	431,124
森林環境基金	52,178
スポーツ振興基金	357,535
こども基金	2,071,540
学校施設整備基金	360,708
合計	25,184,601

５ 市有財産の状況

令和8年8月31日現在

有　価　証　券　等	2,330,698千円
自　動　車	617台
建　物	1,088,833.09㎡
土　地	21,474,644.20㎡

＊公営企業会計保有分除く

６　市税の負担状況

令和8年8月31日現在

１人当たり	税　目	１世帯当たり
77,627　円	市　民　税	158,106　円
69,322　円	固定資産税	141,192　円
8,579　円	都市計画税	17,473　円
6,422　円	市たばこ税	13,079　円
3,596　円	軽自動車税	7,324　円
170　円	入　湯　税	346　円
225　円	そ　の　他	459　円
165,941　円	計	337,979　円

※人口264,730人、世帯数129,977世帯（令和8年8月31日現在）にて算出しています。

津市告示第２５３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第７８条の１１第１号の規定により告示する。

令和８年９月３０日

津市長　前　葉　泰　幸

１　事業者の名称

イオンリテール株式会社

２　事業所の名称

イオンスマイル久居店

３　事業所の所在地

津市久居明神町風早２６６０番地　イオン久居店１階

４　指定年月日

令和８年１０月１日

５　サービスの種類

地域密着型通所介護

津市公告第１２２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

令和８年９月１６日

津市長　前　葉　泰　幸

１　工事完了年月日

令和８年９月１４日

２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字向山１９５６番ほか２筆

３　許可を受けた者の住所及び氏名

津市渋見町４１０番９

株式会社プラスワン

代表取締役　相原　真吾

津市公告第１２３号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

令和８年９月１８日

津市長　前　葉　泰　幸

別紙のとおり

１　入札に付する事項

⑴　件　名

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付け

⑵　貸付けの概要

公共施設の利便性の向上及び本市の自主財源の確保を図るため、飲料等の自動販売機（以下「自動販売機」といいます。）を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に公共施設の床等の一部の賃貸借を行います。

⑶　設置先、販売物及び貸付期間

設置先、販売物及び貸付期間については次のとおりです。

設置先番号	施設名称	設置台数	屋内屋外の別	販売物	貸付期間
1	津市役所本庁舎１階	1	屋内	飲料等	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
2	津市役所本庁舎８階	1	屋内	飲料等	
3	津市役所本庁舎公用車駐車場	1	屋外	飲料等	
4	津球場公園内野球場	1	屋外	飲料等	
5	津市河芸テニスコート休憩棟	1	屋内	飲料等	
6	美里庁舎（美里総合支所）	1	屋内	飲料等	
7	とことめの里一志	1	屋外	飲料等	
8	津市一志野球場・テニスコート	1	屋外	飲料等	
9	津市下之川住民交流センター	1	屋外	飲料等	
１０	津リージョンプラザ（１階北玄関左側）	2	屋内	飲料等	
１１	津リージョンプラザ（３階お城ホール内）	1	屋内	飲料等	
１２	津市白山消防署一志分署	1	屋内	飲料等	
１３	津市白山消防署美杉分署	1	屋内	飲料等	
１４	津市久居消防署美里分署	1	屋内	飲料等	
１５	クリーンセンターおおたか	1	屋外	飲料等	
１６	新南郊公民館（建築中）	1	屋内	飲料等	

⑷　その他貸付けに関する事項

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

２　入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項（入札に係る所定の様式を含みます。）については、公告の日から入札の日までの間、津市ホームページへの登載及び津市役所本庁舎６階財産管理課窓口での資料配布により示します。

３　入札及び開札の日時及び場所

⑴　日　時

令和８年１１月１７日（火）午前１０時００分　即時開札

⑵　場　所

津市西丸之内２３番１号　津市役所本庁舎６階６１会議室

４　入札保証金等

⑴　入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

⑵　保証人

免除とします。

５　入札参加に必要な要件

入札参加に必要な要件は、次のとおりとします。

⑴　過去３年以内に飲料等の自動販売機の設置及び維持管理の実績を有すること。

⑵　法令に基づく許認可等を要する商品を販売する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号又は第２項各号のいずれかの規定により入札に参加できない者ではないこと。

⑷　津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。

⑸　国税並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していないこと。

⑹　過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。

⑺　手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者ではないもの。

⑻　次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

イ　経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者

ウ　反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

エ　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

６　入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについて通知を受けた者とします。

７　予定価格

各設置先の予定価格は、次のとおりとします。

設置先番号	施設名称	予定価格（年額）（税抜）
１	津市役所本庁舎１階	６，４３０円
２	津市役所本庁舎８階	６，５９７円
３	津市役所本庁舎公用車駐車場	（非課税）１，８８７円
４	津球場公園内野球場	（非課税）１，８２６円
５	津市河芸テニスコート休憩棟	７，８８６円
６	美里庁舎（美里総合支所）	３，９６７円
７	とことめの里一志	（非課税）１，８２６円
８	津市一志野球場・テニスコート	（非課税）２，６３８円
９	津市下之川住民交流センター	（非課税）１，７０４円
１０	津リージョンプラザ（１階北玄関左側）	７，６６９円

１１	津リージョンプラザ（３階お城ホール内）	４，１７０円
１２	津市白山消防署一志分署	５，４５９円
１３	津市白山消防署美杉分署	５，４５９円
１４	津市久居消防署美里分署	５，４５９円
１５	クリーンセンターおおたか	（非課税）２，５３６円
１６	新南郊公民館（建築中）	４，４５８円

８　入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

⑴　入札参加資格のない者が行った入札

⑵　入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札

⑶　入札金額を訂正した入札

⑷　入札書に記名押印しないで行った入札

⑸　封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札

⑹　同一事項に対して２通以上行った入札

⑺　入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札

⑻　入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札

⑼　意思表示が民法上無効とされる入札

⑽　予定価格に満たない入札価格で行った入札

⑾　入札に際して談合等の不正行為があった入札

⑿　前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

９　入札方法及び決定方法

⑴　当日持参するもの

ア　入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

入札は代理人に行わせることができますが、入札者確認票に記載のない代理人が行った場合は無効となります。

イ　入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

あらかじめ記入・押印及び封入の上、持参ください。複数の設置先について入札する場合は、入札を行う設置先ごとに入札書が必要となります。

⑵　入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項（設置先番号、施設名称、入札金額

等）を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は１回とし、再度の投函はできません。

⑶　入札金額の表示

入札書に記載する金額（入札金額）は、**賃料の年額**を記入することとします。

なお、入札書に記載する入札価格には、消費税及び地方消費税の額を含めないものとします。

⑷　入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函後の入札書の金額の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑸　開札

開札は、入札書の投函締切り後、直ちに行います。締切りまでに入札書の投函をしなかった場合は棄権とみなします。

⑹　入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札日を延期することがあります。

⑺　設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った１者とします。

⑻　くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。ただし、入札参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、失格とします。

⑼　入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

⑽　その他入札に係る事項

別紙津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10　契約の締結

落札者は、落札後、令和８年１２月末を目途として本市と賃貸借契約を締結してください。なお、印紙税等契約締結の手続に係る費用については設置事業者の負担とします。

11　入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出してください。

⑴　参加申込期間

令和８年１０月２２日（木）から令和８年１１月４日（水）まで（いずれの日も開庁日の午前８時４５分から午後４時００分までの間に限ります。）

⑵　添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出してください。なお、複数の設置先に申込みを行う場合、３、４以外の書類については１部の提出で差し支えありません。

ア　名簿登録済の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

	書類名	備考
1	誓約書	指定様式あり
2	実績報告書	指定様式あり
3	設置する自動販売機及び空き缶等の回収ボックスが実施要領に適合するか確認できる書類	寸法及び仕様を記載したカタログなど
4	飲料又は食品の販売にあたって法令に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を証する書類	

イ　名簿未登録の場合

入札参加者が、津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、１から４までの書類に加え、次に掲げる書類を提出してください。

	法人の場合	個人の場合	備考
5	印鑑証明書	印鑑登録証明書	発行後３ヶ月以内のものに限る（コピー不可）
6	商業登記簿謄本	住民票、営業届証明書及び身分証明書（市町村が発行するものに限る。）	

7	法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	
8	市町村税について未納がないことの証明書（完納証明書）		
9	事業者の概要が確認できる書類（事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等）		事業に関する主要事項を記載したパンフレットなど

⑶　提出方法

津市役所本庁舎６階財産管理課窓口に直接持参することとします。

12　実施要領に係る質問及び質問に対する回答

⑴　質問方法

実施要領に関する質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎６階財産管理課窓口に提出する又はファクスにより提出することとします。

⑵　提出期限

令和８年１０月９日（金）から令和８年１０月１５日（木）正午まで

⑶　回答方法

質問に対する回答については、令和８年１０月２１日（水）から入札の日までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎６階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行います。

【問い合わせ先】
政策財務部財産管理課
財産活用・建築修繕支援担当
電話番号　０５９－２２９－３１２６
ファクス　０５９－２２９－３４４４

津市公告第１２４号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３５条第３項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和８年９月２４日

津市長　前　葉　泰　幸

１　負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和８年９月２１日	津市高茶屋三丁目	猫（雑種）	キジトラ	不明	小	子猫	
令和８年９月２１日	津市高茶屋三丁目	猫（雑種）	キジトラ	不明	小	子猫	

２　収容期間　令和８年９月２８日まで

３　連絡先　　津市環境部環境保全課

電話番号０５９－２２９－３２８２

三重県津保健所衛生指導課

電話番号０５９－２２３－５１１２

津市公告第１２５号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

令和８年９月２５日

津市長　前　葉　泰　幸

別紙のとおり

１　入札に付する事項

⑴　件名

津リージョンプラザ喫茶コーナーの貸付け

⑵　貸付物件

貸付物件は次のとおりです。

所 在 地	津市西丸之内２３番１号		
土　　地		建　　物	
名　　称	津リージョンプラザ敷地	名　　称	津リージョンプラザ
地　　番	３３５番１	構　　造	鉄筋コンクリート造
地　　目	宅地	階　　層	地上５階地下１階建
地　　積	２５，９４０．３７㎡	床 面 積	９，５８３．５５㎡
貸付部分	津リージョンプラザ３階喫茶コーナー　※別紙「３階平面図」を参照		
貸付面積	１４．２４㎡		

⑶　貸付期間

令和８年11月１１日から令和９年11月１０日までの１年間

⑷　その他貸付けに関する事項

津リージョンプラザ喫茶コーナー貸付けに係る貸付要領（以下「貸付要領」といいます。）で定めるとおりとします。

２　入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和８年９月２５日（金）から同年１０月２３日（金）までの間、津市条件付一般競争入札参加者心得及び貸付要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津リージョンプラザ１階総合管理事務室窓口（津市スポーツ文化振興部文化振興課施設担当（以下「窓口」といいます。））において配布することにより示すこととします。

上記の期間における窓口での配布は、いずれの日も開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分の間に限ります。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日。祝日・休日に当たる時はその翌日）を除きます。

３　入札及び開札の日時及び場所

⑴　日時

令和８年１１月４日（水）午前１０時

⑵　場所

津リージョンプラザ３階　第７会議室

４　入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

⑴　国税並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当すると認められる者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

⑷　経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者

⑸　反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

⑹　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑺　反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑻　法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第３号から前号までのいずれかに該当する者があるもの

⑼　民法（明治２９年法律第８９号）第１２０条第１項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）

⑽　手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者

⑾　津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停

止等を受けている者

⑿　過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者

⒀　日本語が理解できない者

⒁　日本国内に住所及び連絡先がない者

5　入札参加資格の審査結果

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者とします。

6　予定価格（最低入札価格）

１２９，３９５円（年額・税抜）

7　入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

⑴　入札参加資格のない者が行った入札

⑵　入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札

⑶　入札金額を訂正した入札

⑷　入札書に記名押印しないで行った入札

⑸　封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札

⑹　同一事項に対して２通以上行った入札

⑺　入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札

⑻　入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札

⑼　意思表示が民法上無効とされる入札

⑽　予定価格に満たない入札価格で行った入札

⑾　入札に際して連合等の不正行為があった入札

⑿　前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

8　入札方法及び決定方法

⑴　当日持参するもの

ア　入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ　入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

⑵　入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は１回とし、再度の投函はできません。

⑶　金額の表示

入札書の金額は、賃料の年額（税抜）を記入することとします。

⑷　落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った１者とします。

⑸　くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

⑹　入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

⑺　その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

9　入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

⑴　参加申込期間

令和８年９月２５日（金）から同年１０月２３日（金）まで（いずれの日も開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に限ります。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日。祝日・休日に当たる時はその翌日）を除きます。）

⑵　添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。

ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びキに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア　誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ　印鑑証明書（個人にあっては、印鑑登録証明書）

ウ　商業登記簿謄本（個人にあっては、住民票、営業届証明書）

エ　法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人にあっては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書）

オ　市町村税完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の納税証明書又は非課税証明書で該当するすべてのものについて、

それぞれ直近２年度分）

㈠　市町村民税

㈡　固定資産税・都市計画税

㈢　軽自動車税

カ　事業計画書（貸付物件の予定用途のほか、貸付物件の改修や設備等の設置を希望する場合はその概要や図面等、本市の施設を反復継続して使用した実績がある場合はその履歴等を記載。様式の指定はありません。）

キ　事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあっては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあっては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

ク　営業実績申告書

⑶　提出方法

窓口に直接持参することとします。

10　実施要領に係る質問及び質問に対する回答

⑴　質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

⑵　提出期限

令和８年１０月９日（金）午後５時１５分

⑶　回答方法

質問に対する回答は、令和８年１０月１４日（水）から同月２１日（水）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び窓口において回答書を配布することにより行います。

11　契約

⑴　契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和８年１１月１１日（水）までに施設賃貸借契約を締結するものとします。

⑵　連帯保証人の免除又は徴取

借受人が貸付期間の賃料を指定期日までに全額納付する場合、借受人に十分な資力、信用等を有する場合（本市の施設における過去の使用実績において使用料の支払遅延その他の債務不履行が無いなど）、その他市長がその必要が無いと認める場合を除き、借受人に連帯して賃料等に係る債務を負う連帯保証人が必要です。なお、保証債務極度額については、賃料、

原状回復費等を勘案して定めます。

⑶　提出書類

次に掲げる書類等を令和８年１１月５日（木）午後５時１５分までに本市に提出してください。

ア　契約締結に係る書類

本市から２部（連帯保証人を徴する場合は３部）送付しますので、それぞれに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、１部を落札者（連帯保証人を徴取する場合は、もう１部を連帯保証人）へ返送します。なお、契約締結までに対面での事前説明を本市から受ける必要がありますのでご留意ください。

イ　連帯保証に係る書類（連帯保証人を徴する場合）

連帯保証人の適格性を担保するため、連帯保証人の所得又は財務状況を証明する書類の提出を求めることがあります。

【問い合わせ先】
スポーツ文化振興部文化振興課施設担当
（津リージョンプラザ総合管理事務室内）
電話番号　０５９－２２９－３３００

津市公告第１２６号

下記森林について、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めましたので、同法第７条第１項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和８年９月２９日

津市長　前　葉　泰　幸

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

⑴　久居地域

整理番号		所在（地区名）	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間
久居2	1～2	榊原町	1.34ha	2件	3筆	15年

⑵　河芸地域

整理番号		所在（地区名）	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間
河芸1	1	河芸町三行	0.92ha	1件	2筆	15年

⑶　芸濃地域

整理番号		所在（地区名）	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間
芸濃9	1～34	芸濃町河内	140.60ha	34件	83筆	15年

⑷　美里地域

整理番号		所在 （地区名）	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間
美里 2	1	美里町桂畑	22.79ha	1 件	1 筆	15 年

⑸　安濃地域

整理番号		所在 （地区名）	面積	森林所有者数	筆数	経営管理権の存続期間
安濃 1	1～23	安濃町野口	67.89ha	23 件	165 筆	15 年

２　縦覧場所

津市農林水産部林業振興室（津市白山町川口８９２番地津市白山庁舎２階）及び津市ホームページ

（https://www.info.city.tsu.mie.jp/sangyou_shigoto/nourinsuisangyou/1004254/1009871/1013825/index.html）

３　本公告により、津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が設定されます。

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月２９日

津市上下水道事業管理者　渡　邉　公　隆

津市上下水道事業管理規程第４号

津市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業会計規程（平成１８年津市水道事業管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「及び支払証書」を削り、「又は小切手」を「支払証書」に改める。

第２１条中「、小切手」を削る。

第３７条第１項を次のように改める。

収入金として収納することができる証券は、無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものとする。ただし、納付金額を超えないものに限る。

第３７条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第５３条第１項中「当該出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び」を「支払証書を振り出し、」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、第２１条及び第３７条の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。

津市上下水道事業公告第３０号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により公告します。

令和８年９月２８日

津市上下水道事業管理者　渡　邉　公　隆

別紙のとおり

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　加圧給水車の購入

⑵　規　　格　　詳細は仕様書参照

⑶　数　　量　　１台

⑷　納入期限　　令和１０年３月１７日（金）

⑸　納入場所　　津市上下水道庁舎（津市殿村５番地）

２　入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

⑵　本公告日において、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、「特殊車両（給水車）」を希望業種とし、市内又は準市内業者、として登載されている者

⑶　本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

⑷　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

⑸　手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

３　入札の参加申込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページの「産業・しごと」情報で案内している「入札・契約」カテゴリの中の当該入札記事からダウンロードしてください。

４　質疑等の受付

⑴　提出期限

令和８年１０月７日（水）　正午まで

⑵　提出場所

〒５１４－００７３

津市殿村５番地　津市上下水道庁舎２階

津市上下水道管理局　上下水道管理課　契約財産担当

⑶　提出方法

仕様書に関する質問書（第１号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に持参、電子メール又はＦＡＸ（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第１号様式をＰＤＦファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）とします。

提出先　　津市上下水道管理局上下水道管理課　津市殿村５番地

電子メール　237-5811@city.tsu.lg.jp

ＦＡＸ番号　０５９－２３７―５８１９

⑷　その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書は受け付けません。また、電子メール・ＦＡＸの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

５　質疑等に対する回答

⑴　回答期日

令和８年１０月１３日（火）

⑵　回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

６　入札参加資格の確認等

⑴　本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりませ

ん。

ア　提出期限

令和８年１０月１６日（金）　正午まで（必着）

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

イ　提出場所

〒５１４－００７３

津市殿村５番地　津市上下水道庁舎２階

津市上下水道管理局　上下水道管理課　契約財産担当

ウ　提出方法

提出方法については、上下水道管理課への持参、一般書留又は簡易書留とします。また、郵送による提出の場合は上下水道管理課へ到着確認を必ず行ってください。

⑵　提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び宣誓書

⑶　入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に令和８年１０月１９日（月）までに資格審査結果通知書により通知します。

７　入札及び開札

⑴　日時

令和８年１０月２１日（水）　午前１０時００分から

⑵　場所

津市殿村５番地　津市上下水道庁舎入札室（２階）

⑶　入札保証金

免除

⑷　契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第２８条第１項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

⑸　入札の無効

津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第１９条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

８　その他の注意事項

⑴　指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、件名、入札者の商号（名称）を記入し、入札を行ってください。

⑵　落札に当たっては、入札書の内訳に記載された「①車両本体代金等」の金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と、「②検査・登録手数料（印紙代等）及びナンバープレート代」の金額の合計金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から「①車両本体代金等」の金額の消費税及び地方消費税分に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

　なお、落札は、予定価格の範囲内で最低価格入札者とします。

⑶　再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。

⑷　最低価格入札者が２者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

⑸　落札者は、契約締結後、落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。

⑹　この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

⑺　天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

⑻　その他、入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

⑼　提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前８時４５分から午後４時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日は除きます。

⑽　入札について不明な点等が生じた場合は、必ず入札前日の午後３時までに津市上下水道管理局上下水道管理課へ確認してください。

【提出及び問い合わせ先】

〒５１４－００７３　津市殿村５番地　津市上下水道庁舎２階
津市上下水道管理局　上下水道管理課　契約財産担当
電話番号　０５９－２３７－５８０３
ＦＡＸ　０５９－２３７－５８１９
メールアドレス　237-5811@city.tsu.lg.jp

津市上下水道事業公告第３１号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第４条の規定により、次のとおり公告します。

令和８年９月２８日

津市上下水道事業管理者　渡　邉　公　隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月28日	工 事 担 当 課	水道整備課
工 事 名	**令和８年度水整第２４号** **公共下水道事業に伴う観音寺町地内配水管移設工事**		
工事場所	津市　観音寺町　　地内		
工事概要	配水管布設工 PPφ50mm 130．1m 仕切弁設置工 φ50mm 4箇所		
工　　期	**契約締結日から起算して117日間**		
発注業種	**土木一式（配水管工事）**		

参加資格に関する事　　項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】**津・香良洲**	【地区】**津・香良洲**	【格付】Ｂ
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	**同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)**	
		現場代理人	**常駐配置(主任技術者と兼務可)**	
	その他要件	**津市水道事業指定給水装置工事事業者である者** **元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者**		
設計図書等に関する質　　問	提出期限	**令和8年10月1日**	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前８時４５分から午後４時まで （ＦＡＸの場合）提出期限日の午後５時まで	
	回 答 日	令和8年10月7日　津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	**令和8年9月29日**　から　**令和8年10月13日**　まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	**令和8年10月15日　午前9時00分** 津市上下水道庁舎２階　入札室			
予定価格	**18,947,000**　円　（税抜き）			

最低制限価格	有	積算内訳書	要
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上	入札保証金	免 除
前 金 払	有	部　分　払	無

その他

・本公告に定める事項以外については、**事後審査型条件付一般競争入札共通事項**のとおりとする。

・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。

この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和８年４月以降公告分より）」のとおり郵送してください。

※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。

・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。

・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。

・土日完全週休２日制工事（発注者指定型　経費補正なし）試行案件です。

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月28日	工 事 担 当 課	水道整備課
工 事 名	令和８年度水整第２６号 災害復旧事業に伴う白山町南出地内配水管移設工事		
工事場所	津市　白山町南出　地内		
工事概要	配水管布設工 HPPEφ100mm 23.8m 仕切弁設置工 φ50mm 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 2箇所		
工　　期	契約締結日から起算して73日間		
発注業種	土木一式（配水管工事）		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地域・格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】白山 / 【格付】Ｂ・Ａ２・Ａ１
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居･一志･美杉 / 【格付】Ｂ
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】 / 【格付】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者	
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年10月1日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前８時４５分から午後４時まで （ＦＡＸの場合）提出期限日の午後５時まで
	回 答 日	令和8年10月7日	津市入札情報公開システムにて回答
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	令和8年9月29日　から　令和8年10月13日　まで	
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時及び場所	令和8年10月15日　午前9時15分 津市上下水道庁舎２階　入札室		
予定価格	7,868,000　円　（税抜き）		
最低制限価格	有	積算内訳書	要
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上	入札保証金	免 除
前 金 払	有	部 分 払	無
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和８年４月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者とは、次の１及び２の講習会等をそれぞれ修了した者をいう。講習会等を修了した者の配置にあたっては、同一人物がそれぞれの講習会等を修了している場合も可とする。 １　公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450ｍｍ以下）。 ２　配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）（旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」を含む。）の配管施工講習会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休２日制工事（発注者指定型　経費補正なし）試行案件です。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月28日	工 事 担 当 課	水道整備課
工 事 名	**令和８年度水整第２８号** **産品地内水道工事跡道路復旧工事**		
工事場所	津市　産品　　地内		
工事概要	側溝工　19m 集水桝･マンホール工　1箇所 表層　94m2		
工　　期	**契約締結日から起算して101日間**		
発注業種	**土木一式**		
参加資格に関する事　項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地域・格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】**津･香良洲**	【地区】**津･香良洲**　【格付】**Ｄ**
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	**同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)**
		現場代理人	**常駐配置(主任技術者と兼務可)**
	その他要件		
設計図書等に関する質　問	提出期限	**令和8年10月1日**	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前８時４５分から午後４時まで (ＦＡＸの場合) 提出期限日の午後５時まで
	回 答 日	令和8年10月7日　津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	**令和8年9月29日**　から　**令和8年10月13日**　まで	
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時及び場所	**令和8年10月15日**　**午前9時30分** 津市上下水道庁舎２階　入札室		
予定価格	**3,929,000**　円　（税抜き）		
最低制限価格	有	積算内訳書	要
契約保証金	免 除	入札保証金	免 除
前 金 払	有	部　分　払	無
その他	・本公告に定める事項以外については、**事後審査型条件付一般競争入札共通事項**のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和８年４月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。 ・土日完全週休２日制工事（発注者指定型　経費補正なし）試行案件です。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月28日	工 事 担 当 課	一志事業所
工 事 名	**令和８年度水一水施第２－３号** **白山青山高原加圧ポンプ場ほか３施設真空ポンプ等取替修繕**		
工事場所	津市　白山町伊勢見ほか３町　　地内		
工事概要	真空ポンプ取替修繕　一式　　美杉上八知浄水場　空気圧縮機　1台 真空ポンプユニット(口径20mm)　1組 空気圧縮機取替修繕　一式 美杉下多気浄水場　空気圧縮機　2台 美杉下太郎生浄水場　空気圧縮機　1台		
工　　期	**契約締結日から起算して214日間**		
発注業種	**機械器具設置**		
参加資格に関する事　　項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等	
	格付要件	なし	
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
	同種工事実績要件	**過去15年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下の両方を有すること(ただし、各実績は異なる契約で可)** **ア　機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径50mm以上)の製作、据付工事又は修繕** **イ　機械器具設置工事で発注された上水道施設の空気圧縮機の製作、据付工事又は修繕**	
	技術者要件	主任(監理)技術者	**同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)**
		現場代理人	**常駐配置(主任技術者と兼務可)**
	その他要件	**経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること** **(審査基準日:令和6年10月1日～令和7年9月30日)**	
設計図書等に関する質　　問	提出期限	**令和8年10月1日**	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前８時４５分から午後４時まで (ＦＡＸの場合) 提出期限日の午後５時まで
	回 答 日	令和8年10月7日　津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	**令和8年9月29日**　から　**令和8年10月13日**　まで	
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時及び場所	**令和8年10月15日**　**午前9時45分** 津市上下水道庁舎２階　入札室		
予定価格	**9,228,000**　円　（税抜き）		
最低制限価格	無	積算内訳書	要
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上	入札保証金	免 除
前 金 払	有	部　分　払	無
その他	・本公告に定める事項以外については、**事後審査型条件付一般競争入札共通事項**のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和８年４月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。		

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年9月28日	工 事 担 当 課	下水道施設課
工 事 名	令和８年度下施共第２－１号 豊が丘団地共同汚水処理施設沈殿池設備（汚泥かき寄せ機用減速機）修繕		
工事場所	津市　豊が丘二丁目　地内		
工事概要	減速機修繕　一式 減速機　０．４kW　1台 減速機　０．２kW　1台		
工　　期	**契約締結日から起算して148日間**		
発注業種	**機械器具設置**		
参加資格に関する事　項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等	
	格付要件	なし	
	地域・格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】　【格付】
	同種工事実績要件	**過去15年間（平成23年度以降）に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等の沈殿池設備の製作、据付工事又は修繕**	
	技術者要件	主任（監理）技術者	**同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）**
		現場代理人	**常駐配置（主任技術者と兼務可）**
	その他要件	**経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること（審査基準日：令和6年10月1日～令和7年9月30日）**	
設計図書等に関する質　問	提出期限	**令和8年10月1日**	次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前８時４５分から午後４時まで （ＦＡＸの場合）提出期限日の午後５時まで
	回 答 日	令和8年10月7日　津市入札情報公開システムにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）又はＦＡＸ059-237-5819	
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる	
	入札期間	**令和8年9月29日**　から　**令和8年10月13日**　まで	
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。	
開札日時及び場所	**令和8年10月15日　午前10時00分** 津市上下水道庁舎２階　入札室		
予定価格	**2,788,000**　円　（税抜き）		
最低制限価格	無	積算内訳書	要
契約保証金	免 除	入札保証金	免 除
前 金 払	有	部 分 払	無
その他	・本公告に定める事項以外については、**事後審査型条件付一般競争入札共通事項**のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第７条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和８年４月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・本件は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事です。		

津市教育委員会告示第１１号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和８年９月１８日

津市教育委員会教育長　伊　藤　雅　子

１　招集の日時

令和９年９月２５日（金）　午前９時３０分から

２　招集の場所

津市教育委員会庁舎　４階教育委員会室

３　会議の事件

⑴　津市教育委員会の点検及び評価について

⑵　令和８年度津市教育功労者表彰について